

2022年4月から成年年齢が18歳になります!

携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードを作る、部屋を借りるなどが18歳になれば親の同意がなくてもできるようになります。一方、「未成年者取消権」^{*}はなくなります。社会経験が乏しく、18歳になったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいるので注意が必要です。

*未成年者が親権者などの法定代理人の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。



★おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう!

消費者からの、商品やサービスについての苦情・相談等を、消費生活に関する専門知識を持った消費生活相談員がお受けし、解決のお手伝いをします。

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話:073-433-1551 FAX:073-433-3904

(月~金) 9:00~17:00

(土・日) 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)

(土・日は電話相談のみ)

●和歌山県消費生活センター紀南支所

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

電話:0739-24-0999 FAX:0739-26-7943

(月~金) 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

●消費者ホットライン（局番なし）188番

お近くの消費生活相談窓口等につながります。

○県では、自立した消費者として、必要な知識や情報を同世代や子供にわかりやすく伝える、若者による消費者啓発ボランティア「消費生活青年リーダー」を募集しています。

詳しくは、上記の和歌山県消費生活センターへお問い合わせください。

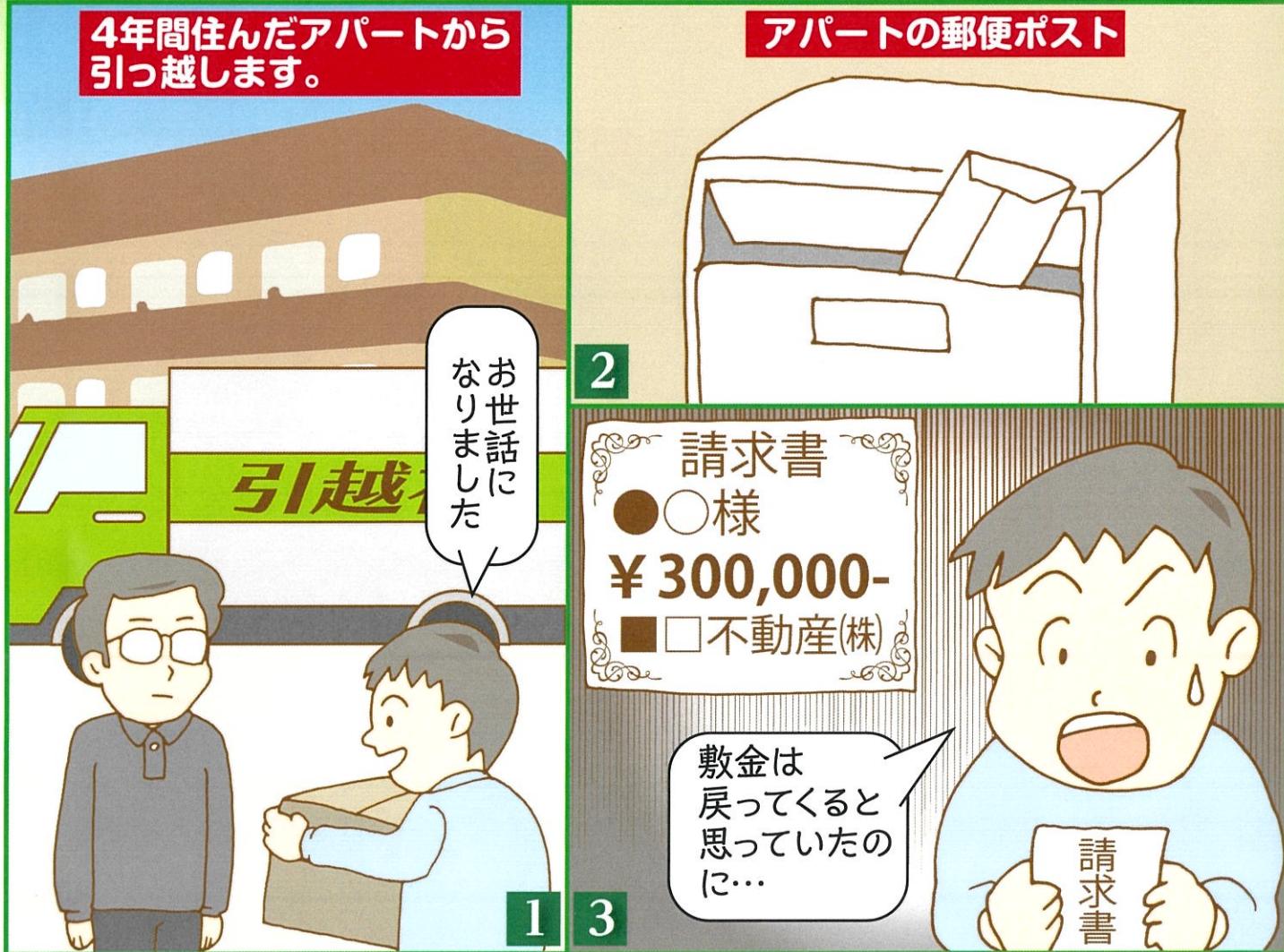
若者に向けた消費者トラブル対策

気をつけで!

悪質業者は君を狙っている!



1 賃貸住宅を退去する時の敷金返還トラブル



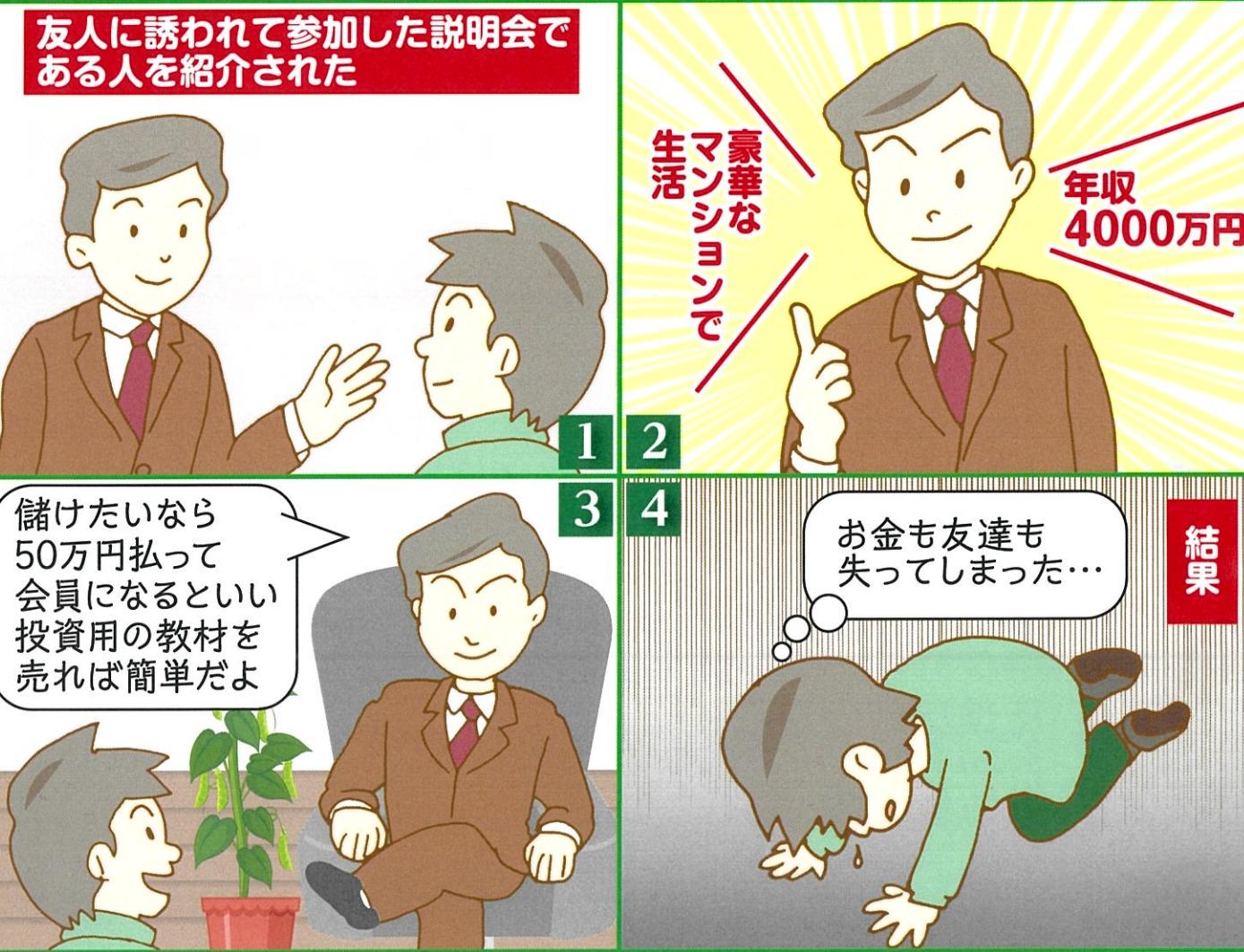
4年間住んだアパートを退去することになりました。普段からこまめに掃除をし、きれいに使っていたので、室内に大きな汚れはありません。

当然、敷金は全額返還してもらえると思っていたのに、貸主からは、「フローリングの張替え費用など敷金から差し引いたがまだ足りない。不足分も支払ってほしい」と言われてしまいました。

～トラブルを防ぐためのアドバイス～

- ・入退去時に写真を撮って、汚れや傷みの状況を記録しておきましょう。
- ・入退去時にチェックリストを作成し、各部位の現況を貸主・借主双方で確認しておきましょう。
- ・退去時の原状回復について、賃貸借契約書や重要事項説明書をよく読んで確認しておきましょう。また、退去時の点検には必ず立ち会いましょう。
- ・国土交通省のホームページに載せられている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしましょう。

6 マルチ商法(ネットワークビジネス)



友人から「簡単に儲かるいい話がある」と誘われ、販売組織の説明会に参加しました。そこで「友達などを誘って組織に入会させ、商品を売ればマージンが入る」と、いつも簡単に利益を得られるかのようにしつこく勧誘されて契約しました。

その後、友だちを誘ってみたが、入会してもらえず、商品の在庫が大量に残ってしまいました。

～トラブルを防ぐためのアドバイス～

- ・誰でも成功するかのように誘われ、簡単にお金が儲かると思って参加しても、実際にはまったく儲からず、多額の支払いをさせられる結果になることがあります。そんなに簡単に成功することはできません。
- ・収益を上げたいばかりに、知人や友人を強引に勧誘し、人間関係が壊れてしまうことがあるので注意してください。
- ・いくら親しい知人から勧誘を受けても、「儲かりそうだから」などと気軽に申し込みをせず、きっぱりと断りましょう。
- ・「お金を借りてもすぐに元がとれる」等と勧誘されることがありますが、非常にリスクがあります。無理な契約はやめましょう。

5 定期購入



スマートフォンで、痩せるサプリメントが「今なら特別価格500円」と書かれた広告を見て、気軽に申し込みました。

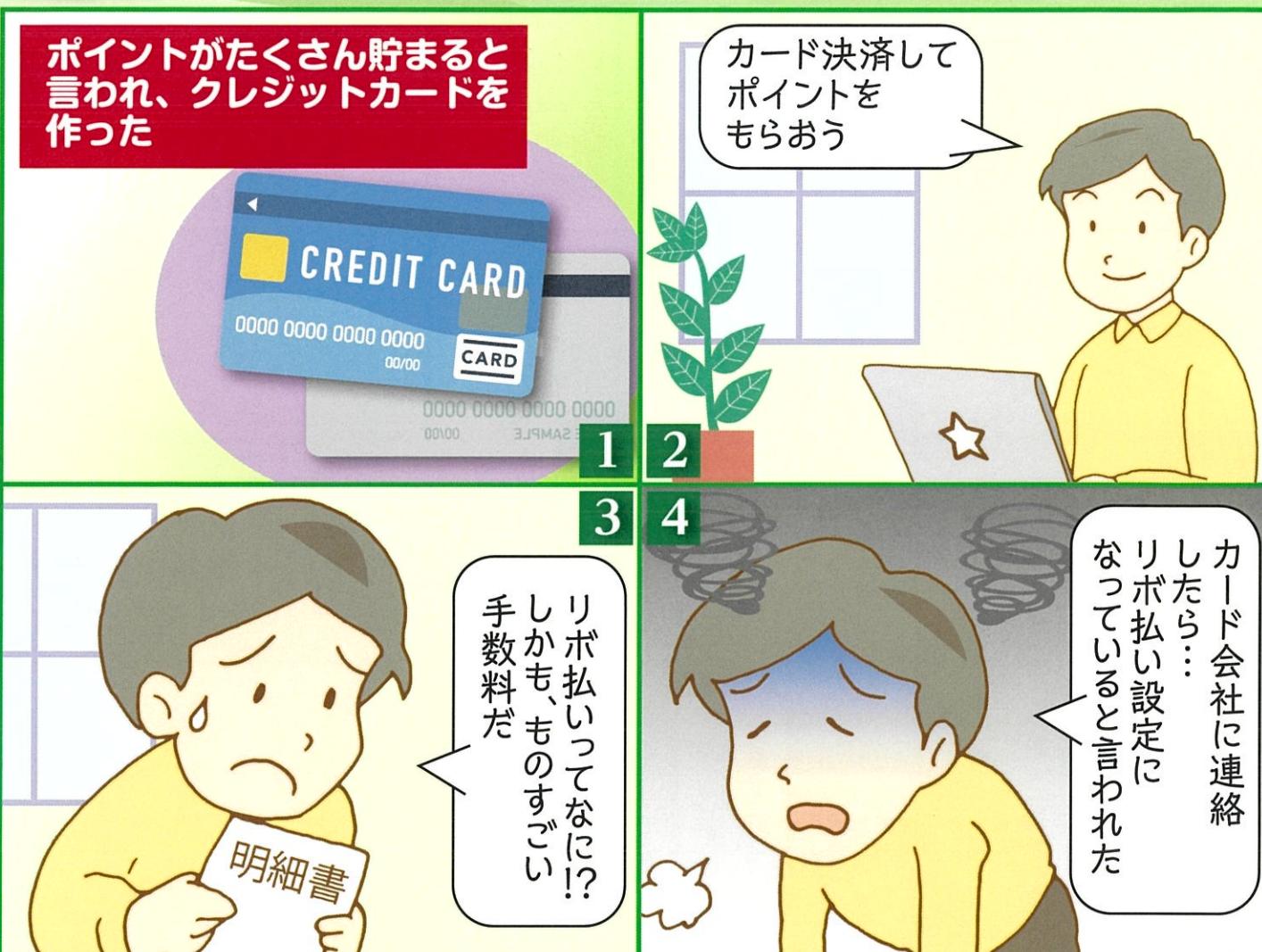
サプリメントが送られてきてしばらく飲んでいましたが、効果がなかったので、1回だけで購入はやめておこうと思っていました。

しかし1か月後、頼んでいないのにまた同じサプリメントが届きました。事業者に連絡すると特別価格500円は定期購入が条件で、3回購入しないといけないと言われました。

～トラブルを防ぐためのアドバイス～

- 「無料」や「お試し価格」等と表示されている場合、定期購入が条件となっている場合がありますので注意が必要です。契約の内容をよく確認しましょう。
- 解約しようとしたところ、定期購入期間内は解約できないと拒否されるケースがあります。注文する前に解約の条件をよく確認しましょう。
- 通信販売（カタログ通販、テレビショッピング、ネット通販等）の場合はクーリングオフができません。事業者の定めた「返品特約」や業者の情報も確認し、慎重に注文しましょう。

2 クレジット契約（リボ払い）のトラブル



ポイントがたくさん貯まると勧められて、クレジットカードを作り、一括払いで買い物をしました。

2か月後、明細が届きましたが、請求額が購入金額と違うことに気付きました。リボ払い*だったため、完済までに多くの手数料を支払う必要があることがわかりました。

クレジットカード会社に確認すると、クレジットカード作成時にリボ払いに設定していると言われました。

～トラブルを防ぐためのアドバイス～

- クレジットカード作成を申し込む時は、支払方法を必ず確認しましょう。
- インターネットでクレジットカード作成を申し込む場合は、重要な記載を見落としてしまった場合があるので、十分注意しましょう。
- 特典でポイントが付与されるキャンペーン等で、リボ払い設定やリボ払い専用カードが条件となっている場合もありますので、事前に条件をきちんと確認しましょう。
- カード会社から送られてくる利用明細書やWEB明細等には、購入した商品等の情報や支払額のほかに、リボ払いを利用した場合の支払残高も記載されていますので、しっかり確認しましょう。

*リボ払いとは、「毎月〇万円」などと金額を決めて支払う仕組みです。

3 インターネット通販でのトラブル



インターネットの通販サイトで、好みのスニーカーが他よりかなり安く売っていたので注文し、3日後に全額振り込みました。3週間ほどで届くということだったが、2か月経っても届かず、既に代金を振り込んでしまっていたため不安になりました。

業者とは連絡が取れたので、キャンセルを申し出たところ承諾され、1週間に返金するとのことでした。

しかし約束の日になっても返金されず、そのまま連絡がつかなくなってしましました。

～トラブルを防ぐためのアドバイス～

- ・インターネット通販等は、便利である反面、注文前に商品の実物を確認することができないため、慎重になる必要があります。
 - ・インターネット通販等の通信販売はクーリングオフ*ができず、返品については事業者が決めたルールに従うことになります。注文する前に広告や規約をよく読み、「返品特約」や業者の情報も確認してから、注文しましょう。
 - ・詐欺的なサイトも存在しているので、正規のサイトであるか確認することが必要です。
- *「クーリングオフ」とは、訪問販売など法律で定められた取引について、一定期間内であれば消費者が無条件で契約を解除できる制度です。

4 お試し価格・キャンペーン商法



雑誌で、エステの無料体験の記事を見つけ、前から興味があったので、体験することにしました。

体験後、「お客様の状態は、放っておくと良くない。今ならキャンペーンで、有効期間1年、20回券が50万円のところ30万円になる」と言われ、心配になり、エステと店で使う化粧品で合計40万円の契約をしました。

その後も、行きたびに色々な施術や商品を勧められ、断れずに契約してしまいました。

クレジットの支払いが大変になってきたので、「解約したい」と伝えたら、解約できないと言われました。

～トラブルを防ぐためのアドバイス～

- ・断るのが苦手な人は、「無料」や「体験」などに近づかないようにしましょう。
- ・その場で契約せずに、時間をおいて落ち着いて考えましょう。
- ・広告などに無料と書いてあっても、何が無料なのかはっきりしない場合があります。申し込む前に、無料となる内容や範囲、有料の契約を結ぶ必要があるかを確認しましょう。
- ・エステは、利用期間が1か月を超える場合は、特定商取引法が適用されます。法定の契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。関連商品も解除が可能です。